

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 2016（平成28）年3月31日～2020（平成32）年3月31日【4年間】

2. 内 容

<数値目標>

女性の勤続年数を男性と同じ水準にまで高めるために、第一ステップとして、2020年3月1日時点で、直近10年間（2010年4月を起点とした計画期間中）に入社した女性の在職率85%を目指す。

そのための取り組みとして

- ・育児時短勤務や育児時短勤務明けの社員に対する所属長の月1回の面談を行う。  
(2016年4月～)
- ・社内託児施設のさらなる活用に向けた調査・研究を行う。  
(2016年10月～)
- ・ワークライフバランスの実現に向けた労使の定期協議会を行う。  
(2016年4月～)

<追記>

女性の活躍に関する情報公表

【情報公表項目】2016年3月現在

10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合  
男性 92.86% 女性 78.57%

以 上